

水素分野の展示会
「第27回 H2&FC EXPO 春
水素・燃料電池展」
東京都ブース出展企業
募集要項

開催概要

展 示 会 名	第27回 H2&FC EXPO 春 水素・燃料電池展
会 場	東京ビッグサイト 南展示棟 (東京都江東区有明三丁目11番1号)
開 催 期 間	2027年3月24日から26日まで(3日間)
都による出展募集企業数	計3社程度

募集期間 令和8年10月13日(火曜日)～11月24日(火曜日)

東 京 都

産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課

【お問い合わせ先】

合同会社デロイトトーマツ

水素分野の展示会出展支援事業事務局

(所在地) 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

(メールアドレス) h2fc.tokyo@tohatsu.co.jp

(電話番号) 080-3938-1657

1 事業の概要

本事業では、2050 年あらゆる場面でのグリーン水素の本格活用、2030 年水素エネルギーの需要拡大・社会実装化の実現に向け、高い技術力、製品を持つ都内企業の新たなビジネスチャンスの獲得を図るとともに東京都の取組に関する情報発信を行い、普及啓発につなげるため、水素分野の展示会への出展を行います。

東京都ブースを設置し、都の取組をPRするほか、同ブース内に都内企業のブースを出展し、都ブース出展企業に対してマッチングによる効果的な商談や、他出展者等との連携や交流の場を設定することにより、都内企業の水素関連産業市場への参入促進、販路拡大を目指します。

2 展示会の概要

- (1) 名 称 : 「第 27 回 H2&FC EXPO 春 水素・燃料電池展」
- (2) 日 時 : 2027 年 3 月 24 日(水曜日) から 26 日(金曜日)、各日午前 10 時から午後 5 時まで
 - ※ 搬入 : 3 月 23 日(火曜日)午前 8 時から午後 10 時まで
 - ※ 撤去 : 3 月 26 日(金曜日)午後 5 時から午後 10 時まで (予定)
- (3) 会 場 : 東京ビッグサイト 南展示棟 (東京都江東区有明三丁目 11 番 1 号)
- (4) 主 催 : RX Japan 合同会社
- (5) 展示会趣旨 : 水素の社会実装に向けて、水素を「つくり」「はこび」「ためて」「つかう」ためのあらゆる技術が出展し、世界各国から専門家が来場する展示会。
- (6) 出展社数 : 1,477 社 (同時開催展含む、昨年度実績)
- (7) 来場者数 : 64,376 名 (同時開催展含む、昨年度実績)
- (8) ホームページ : <https://www.wsew.jp/hub/ja-jp/about/fc.html>

3 出展企業への支援内容

(1) 出展にかかる負担の軽減

小間料、ブースの基本装飾費用、各社共通のリーフレット作成などの出展及び商談実施にかかる基本的な費用を、東京都が負担します。

※ 詳細は、「5 経費の分担」をご確認ください。

(2) 商談のセッティング

出展製品・技術等に合わせてマッチング相手をピックアップし、事前にアポイントメントを取得することで、会期中の商談実施に向けてサポートします。

(3) ネットワーク構築・交流等のサポート

東京都パビリオンにおけるプレゼンテーション、他出展者等との交流の場を設定します。

(4) 企業・技術情報の発信をサポート

ブース来場者が都内中小企業等を検索し、ビジネスマッチングに必要な個社別の詳細情報を入手できる特設サイトを展示会開催中に開設いたします。出展企業の情報も当該サイトの中に入れ込み、情報発信のサポートを行います。

4 東京都ブース

- ・ 出展企業1社当たりの展示スペースや配置等については、出展物等を考慮のうえ、東京都で決定します。なお、展示スペースの大きさによっては、希望の出展物を展示いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。
- ・ 東京都ブースのレイアウトは決定次第お伝えします。
- ・ 東京都ブース内でプレゼンテーションを実施予定です。出展者の皆様はご参加ください。
- ・ 展示会期間中は、2名以上でのご参加を推奨しております。

5 経費の分担

(1) 東京都の支援

- ・ 出展小間料（東京都ブースの設営及び基本備品を含む）及び出展者証。
- ・ 東京都ブースのリーフレット作成（各社紹介ページ含む）。
- ・ 展示会期間中に限定公開する中小企業等検索サイトの構築（サイト内で出展企業の事業内容や製品、実証中の技術、担当者の連絡先等がわかる個別の企業ページを作成予定）。

(2) 出展企業のご負担

(1) 以外すべての経費（以下、例）

- ・ 基本装飾以外に特別に行う装飾・設営・撤去等に係る費用（追加備品、

追加電力等を含む)

- ・ 出展企業の出展物の搬入、設営、撤去にかかる費用
- ・ その他必要な経費

6 応募資格

下記（１）～（７）の条件をすべて満たす者。

※支援期間中に（１）～（７）の条件のいずれかを満たさなくなった場合、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

- （１） 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小・中堅企業者で、**大企業が実質的に経営に参画していないこと**。

- ・ 中小企業の定義

業種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

- ・ 中堅企業の定義

中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2000人以下の企業

※「大企業」とは、上記に該当する中小・中堅企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

- （２） 出展物が、自社開発商品・サービス・技術等であること。または、他社と共同開発された自社商品・サービス・技術等であること。

- （３） 出展物が以下いずれかの分野に合致した技術・製品・サービスであること。

- ① 水素関連分野：水素の製造、貯蔵、輸送、モビリティや産業利用などの水素関連分野における先端技術など
- ② トレーサビリティ分野：欧州の算定規則等に対応した CI 値算定ツールやトレーサビリティを支える技術など
- ③ 水素キャリア関連分野：アンモニアクラッキングやメタノール改質を始めたとした水素キャリア関連技術など

- (4) 水素関連産業への参入を目指しており、それに向けた強い意欲と事業計画を有していること。
- (5) 水素国際展示会「Hydrogen Technology World Expo 2026」にて東京都による出展支援を受けていないこと。
- (6) 暴力団[東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (7) 事業税等を滞納しておらず、また、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (8) 出展を検討中の製品/サービスは、国内外において、応募する商品・サービス・技術等に関する紛争が生じていない又は紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。

7 応募方法

- (1) 「申込前確認書」及び「出展申込書」を以下からダウンロードしてください
(Word形式)。

URL: <https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/government-public/information/h2fc2027.html>

- (2) 以下のとおり、応募を希望される旨をメールにてお送りください。

- ・タイトル:【貴社名】「H2&FC EXPO」出展申込

- ・宛 先: 合同会社デロイトトーマツ 水素分野の展示会出展支援事業事務局
h2fc.tokyo@tohatsu.co.jp

- ・本文: ①企業名②担当者名③電話番号④メールアドレス をご記載ください。

- (3) 事務局にてメールの確認後、ご指定のメールアドレス宛に、必要書類提出時におけるファイル送受信URLをお送りいたしますので、必要書類一式をアップロードください。必要書類の受領を以て申込完了となりますので、ご注意ください。

「出展申込書」にご記入いただいた内容は、審査をはじめ、現地マッチング企業の選定、PR資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。

東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できませんので、ご注意ください。

なお、「出展申込書」は、あらかじめコピーを取り保管してください。

- (4) 提出書類

NO.	必 要 書 類	電子データ
1	申込前確認書 ※1	word 形式
2	出展申込書 ※2	word 形式
3	会社案内、製品・商品のカタログ、PR資料、その他 ※3	PDF、PPT 等
4	決算書一式の写し（直近1期分※4）	PDF 形式
5	発行後3ヶ月以内の登記簿謄本の写し （履歴事項全部証明書）	PDF 形式

※1 申込前確認書及び出展申込書は、必ず代表者印（実印）を捺印のうえ、提出してください。（押印した書類をアップロードいただく形となります。郵送提出の必要はございません。）

※2 出展申込書にご記入いただいた内容は、出展企業選定の審査を始め、現地マッチング企業の選定、PR資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。**東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できません**ので、ご注意ください。なお、「出展申込書」は、あらかじめ写しを取り保管してください。

※3 その他、営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも提出してください。

※4 決算書については、追加のご提出をお願いする場合があります。

※5 提出頂いた書類の内容によっては、株主名簿、確定申告書、合計残高試算表、資金繰り表、代表者の源泉徴収票（直近一年分）等の提出を追加でお願いする場合がございます。

※6 提出頂いた上記書類に基づき面接審査を行います。

（5）募集期間：令和8年10月13日（火曜日）～令和8年11月24日（火曜日）

（6）問い合わせ先

東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング（〒100-8363）

合同会社デロイトトーマツ

水素分野の展示会出展支援事業事務局

メールアドレス：h2fc.tokyo@tohmatu.co.jp

電話番号：080-3938-1657

8 審査

（1）審査方法

① 一次審査（書面審査）

応募書類に基づく書面審査を行い、二次審査の対象とする事業者を選定します。
結果については、令和8年11月30日（月曜日）までを目途に全応募事業者
に対してお知らせします。

② 二次審査（面接審査）

一次審査を通過された応募事業者に対して、面接による審査を実施します。

面接日時については、令和8年12月4日（金曜日）から12月11日（金曜日）（予定）の平日いずれか一日を指定しますので、必ずご出席ください。

日時の詳細については、一次審査合格者にのみ、11月30日（月曜日）までを目途に通知します。

なお、応募者による日時の指定はできません。予めご了承ください。

※ 面接審査については、オンラインでの実施を予定しております。

(2) 審査の視点

審査項目案	審査の視点
展示会出展を通じた事業展開ビジョンの明確性	応募企業が水素市場においての自社の勝ち筋を適切に分析し、説明できるか
出展製品・技術の優秀性・独自性	出展予定の製品・技術・サービスの、他社との優位性や独自の特徴について、説明できるか
計画の実現可能性	自社としての水素関連事業の実績があるか、事業展開をリードする人材・組織の設置など、展示会で成果を上げるための、体制やソフト面が整備されているか

※【加点項目について】

審査は基本評価に加え、最先端水素関連技術の特許を保有しているなど、本展示会出展事業をより充実させるための要件を具備している場合には、加点を行う予定です。

9 結果の通知

申込者に対し、12月下旬までに選定の結果を通知する予定です。

審査内容に関する質問は一切受け付けません。また、選定途中のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

10 その他

(1) 提出書類の不備の取扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出や追加提出（決算書を含む。）を求めることがあります。

(2) 別紙「水素分野の展示会「第27回 H2&FC EXPO 春 水素・燃料電池展」出展に関する規約」を遵守いただきますので必ずご確認ください。

(3) 本事業は、東京都の実施する事業ですが、各種支援については、東京都が委託する事業者で設置する事務局が実施します。応募企業との連絡調整についても、基本的には事務局で行います。

(4) 今後の準備の詳細については、出展者説明会等でご案内する予定です。

(5) 東京都が実施するアンケートや事後の商談フォローアップ調査には必ずご回答いただきます。アンケート及びフォローアップ調査は、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

(6) 申込み情報の取扱い

円滑な事業運営のため、出展申込書等の提出書類に記載された情報や、必要

に応じてご提供いただく情報を当該展示会主催者、東京都が指定した業務委託先及び審査員に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

(7) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。

(8) 東京都及び東京都が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。

(9) 諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また、東京都の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。

(10) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

①都内に主たる事業所を有する(本社若しくは支店登記がされている)企業でなくなった場合

②応募内容に虚偽があった場合

③違法行為など反社会的行為が確認された場合

④国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合

⑤東京都の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合

⑥支援の継続が困難と東京都が判断した場合

⑦その他、支援企業として不適切であると東京都が判断した場合

(11) 今後、東京都が開催する水素関連会議や、出展する国内の水素関連展示会等において登壇、出展等の協力が可能であること。

水素分野の展示会「第 27 回 H2&FC EXP0 春 水素・燃料電池展」
出展に関する規約

1 基本条件

- (1) 出展者は、「出展申込書」記載内容のうち、企業の概要、PR用製品、技術等に関する内容などについては、東京都がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。
- (2) 関連・関係会社及びグループ・提携関係にある法人・団体等による共同参加は認められません。

2 出展企業の審査

東京都は、「出展申込書」の記載内容に基づき、出展企業を審査し、選定します。審査後、申込者に送付する出展の決定通知をもって、出展の承認といたします。

3 出展承認後の参加取消

東京都が申込者の出展を承認した後の出展取消は、やむをえない事情による場合以外は認められません。出展者の都合により出展を取消した場合、それにより生じた一切の出展者の損害について東京都は責任を負いません。又、東京都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。

4 自己負担

- (1) 基本装飾以外に特別に行う装飾・設営・撤去等に係る費用（追加備品、追加電力等を含む）
- (2) 出展企業の出展物の搬入、設営、撤去にかかる費用
- (3) その他必要な経費

5 小間位置の決定

- (1) 東京都ブース内の配置は、出展物、スペース、会場の構成などを考慮して東京都が決定いたします。
- (2) 出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することができません。

6 出展に関すること

- (1) 出展者は、「出展申込書」に記載した内容の展示等を行うこととします。「出展申込書」にご記入いただいた内容は、審査を始め、マッチング企業の選定、PR資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、東京都が認めた場合を除き、原則することができませんので、ご注意ください。

- (2) 装飾・PR用製品などの搬入・搬出及び展示方法は、東京都の指示に従うこととします。
- (3) 出展者は、展示会会場等に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- (4) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、展示会場内の通路等が混雑し、他の出展者の妨害となることのないよう責任をもつものとします。
- (5) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
- (6) 隣接の小間の参加者から苦情が出た場合など、運営上、小間の変更が必要であると東京都が判断した場合は、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (7) 出展物の設置、管理及び撤去は、出展者の責任において行うものとします。
- (8) 東京都は、参加に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われるPR用製品又は展示会の目的と合致しない製品等の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (9) 東京都は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は出展者の責任により行うものとします。
- (10) 上記(6)から(9)による制限、禁止又は撤去等により当該出展者に生じた損害について、東京都及び本事業の運営事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (11) 会期中、会場で出展物、その他の物品を即売することは禁止します。
- (12) 出展者は、会期中出展小間において、自らの責任において出展物の説明、引き合い、商談に応じるものとします。
- (13) 出展者は、搬入、会期中、搬出の全工程を通じて、必ず最低1名が参加、立ち合い等を行うものとします。会期終了の前の撤収はできません。
- (14) 東京都が成果把握のため実施するアンケートには、必ず回答していただきます。
- (15) その他、出展に関する規定については、参加展示会の出展規定に従うものとします。

7 損害賠償

- (1) 東京都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- (2) 東京都及び本事業の運営事務局は、PR用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、出展者が展示会会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- (3) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- (4) 東京都は、出展品や展示物等の知的財産権等に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権等の保護対策を行ってください。
- (5) 東京都は、展示会主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他東京都の責めによらない事情により、東京都が本事業を中止または変更したことにより生じた出展者及び関係者の損失及び損害を補償しません。
- (6) 東京都及び本事業の運営事務局は、本事業において東京都及び本事業の運営事務局が提供した支援により直接、間接に関わらず生じた結果について、その責任を一切負いません。

- (7) その他、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、出展者と東京都との協議により決定することとします。

8 書類の提出

出展者は、「出展申込書」送付後に東京都から提出を求められた書類を、指定期日までに届け出なければなりません。

9 規約の遵守

出展者は、出展の申込みをもって、東京都が定める本規約を遵守することに同意したものとします。